

会計年度任用職員（保育士・児童指導員・子育て支援員）の募集について

募集職種	保育士・子育て支援員・児童指導員
勤務地	①外島認定こども園（外島町 2-48） ②あおぞら認定こども園（寺方元町 4-1-8） ③にじいろ認定こども園（藤田町 1-57-19） ④わかくさ・わかすぎ園（寺方本通 3-1-20） ※上記 4 園のいずれかに勤務します
募集人数	それぞれ数名程度
任用期間	採用日から令和 6 年 3 月 31 日まで
業務内容	認定こども園・療育施設での保育業務
基本給	・保育士：日給 9,823 円～10,377 円※ ・児童指導員：日給 8,262 円～8,870 円※ ・子育て支援員：日給 7,488 円 ※資格経験に応じて、一定の範囲で昇給があります。
諸手当等	時間外勤務報酬、交通費、期末手当等 ※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。
勤務時間	月曜日から土曜日までのうち週 5 日（35 時間） 9 時～16 時 45 分（休憩時間 45 分を除き、7 時間） ※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。 ※勤務日・勤務時間は相談に応じます
休日	日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇（6 か月以上の任用見込みがある場合）、特別休暇（夏季休暇等）
福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金（日本年金機構）、雇用保険等 ※所定要件を満たす場合に加入します。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ○パートタイム勤務の会計年度任用職員は、地方公務員法第 38 条の営利企業への従事（兼業）制限の適用除外となっておりますが、兼業を行う場合は人事課に報告する必要があります。 ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 （兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって守口市の信用を損なうおそれがある場合

応募方法

履歴書と、資格証の写しを添付して、市役所に直接持参するか、または郵送にて応募してください。※いただいた書類は原則返却いたしません。

ア) 直接持参する場合

守口市役所 4階南エリアの総務部人事課へご持参ください。

(受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）までの9:00～17:30)

イ) 郵送する場合

下記に郵送してください。

〒570-8666

守口市京阪本通2-5-5

守口市役所 総務部人事課 宛て

※順次、選考を行います。採用が決まった段階で募集は終了となります。

選考方法

書類選考、面接（ご都合に応じて日程調整します）

お問い合わせ先

守口市役所 総務部人事課 会計年度任用職員担当

電話：06-6992-1413（直通）